

令和2年第3回守山市農業委員会総会議事録

第3回守山市農業委員会総会を市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和2年3月10日

守山市農業委員会

会長 勝見 友男

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第12号～議第14号

議第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第13号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第14号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第8号～報告第12号

報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届

出の報告について

報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい
て

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

報告第 12 号 農地変更届出について

2 出席委員は、次のとおりである。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1 川立 浩義 | 2 林 善治 | 3 北野 進 |
| 4 川島 忠文 | 5 林 清昭 | 6 下村 耕 |
| 7 木村 伊太郎 | 8 谷口 喜久 | 9 園田 耕三 |
| 10 杉江 清作 | 11 奥野 拓男 | 12 寺田 英子 |
| 13 勝見 友男 | | |

3 欠席委員は、0 名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 吉川 与司一

書記 主幹 寺田 篤司

| | | | |
|-----|-----|----|-----|
| 書記 | 指導員 | 井上 | 俊明 |
| 農政課 | 参事 | 西村 | 千代子 |
| 農政課 | 主任 | 西川 | 孝司 |

○局長

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 2 年第 3 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会長が開会のご挨拶を申し上げます。

(開会 午後 1 時 57 分)

○議長

それでは、令和 2 年第 3 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 1 件、報告案件 5 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委

員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

5番 林 清昭 委員

6番 下村 耕 委員 を指名いたします。

○議 長 (第7条議題の宣言)

それでは、議題に入ります。議第12号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第12号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西川主任 (第9条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 12 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 12 号の提案理由の説明といたします。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2 ページの相対での設定で、2 番 3 番の借り受け人は認定農業者の後継者であることは、皆さん、承知されていると思いますが、この借り受け人は認定農業者ではなく認定農業者の家族であるので「認定農業者でない」との表示がありますが、担い手への農地集積にカウントする対象となり得るのか。また、今回の借り受け人は担い手農家の後継者である場合には、認定農業者と同様に何か表示すること

は出来ないでしょうか。

○農政課 西川主任

この借り受け人は、認定農業者である親と「家族協定」を結ばれていまして、現在、連名で認定農業者の認定に向けた計画を進められており、まもなく、認定農業者としての位置付けがなされる予定になっております。このことから、次回からこの借り受け人が設定を受けられる場合には、認定農業者として表示されることとなります。

○●番 ●● ●●委員

この方は、次回から認定農業者として表示されることになるとのことですが、今後、同様な立場の方が有るかもしれないので、認定農業者と同様に何か表示することや家族経営での担い手としての扱いに加えて、農地の集積率のカウントとして加えられるのでしょうか。

○農政課 西川主任

担い手の農地集積は、担い手ご家族各々で農地を集積されていても農家台帳としては世帯で取りまとめているので、全ての農地を担い手が集積しているものと考えております。

○●番 ●● ●●委員

それでは、次回から担い手の家族や後継者であれば、認

定農業者と同様な表示があれば審議しやすく助かるのではと思いますが、ご検討いただきたいと思います。

○農政課 西村参事

全ての方を対象にしなければなりませんので、考えさせていただきます。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする事に、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をする事に決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第13号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第13号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

本案件の2番については委員の方に利害関係者がおられますので、まず1番と3番4番5番を審議いたします。局長より1番と3番4番5番の提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第13号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページ、位置図の2ページとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、5件でございますが、まず1番3番4番5番を説明いたします。

1番目の案件です。(位置図 P2)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 555平方メートル、同じく
〇〇〇番 297平方メートル、同町 〇〇 〇〇〇〇番

3,348 平方メートルで、地目は登記・現況は記載のとおりで自作地となっております。

譲渡人は、○町○○○番地 ○○ ○○○ さん ○○ 歳です。譲受人は、○○町○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳で、契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、102.5 アール、通作距離は 0.8 キロメートルです。

3 番目の案件です。(位置図 P 4)

○○町 ○○○○○ ○○○番○ 911 平方メートルで、地目は登記・現況は田で貸付地となっております。

譲渡人は、静岡県駿東郡○○町○○ ○○○番地の○○○○○○○○○○ ○棟○○○号 ○○ ○○ さん ○○歳です。譲受人は、○○町○○○番地 ○○ ○ さん ○○歳で、契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりで合意解約済みです。

譲受人の経営面積は、44.6 アール、通作距離は 0.8 キロメートルで、今回の農地の購入で5反要件を満たします。

4 番目の案件です。(位置図 P 5)

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,979 平方メートル、
同じく〇〇〇〇番〇 258 平方メートル、〇〇町 〇〇
〇〇〇番 273 平方メートルで、地目は登記・現況および
自作・借入の別は記載のとおりとなっております。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇 さん 〇〇
歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さ
ん 〇〇歳で、契約内容は売買、事由は事由欄に記載のと
おり、貸付地にあっては合意解約済みです。

譲受人の経営面積は、226.8 アール、通作距離は 0.4
キロメートルです。

5 番目の案件です。(位置図 P 6)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,913 平方メートル、同じ
く〇〇〇〇番地 1,272 平方メートルで、地目は登記・現
況は田で自作地となっております。譲渡人は、〇〇〇 〇
丁目〇番〇〇-〇〇〇〇号 〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳
です。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳で、契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおり
です。

譲受人の経営面積は、39.1 アール、通作距離は 0.4 キロ
メートルで、今回の農地の購入で 5 反要件を満たします。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第2号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、個人であるため適用ありません。また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の下限面積（50アール）についても、面積要件を満たしているため、該当しません。このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第13号の1番と3番4番5番の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●●委員からお願いします。

○●番 ●● ●●委員

局長より説明のありました1番の案件は、当事者同士が親戚関係にありまして、「自作」となっていますが以前から譲り受け人が耕作されていたと聞き及びました。今回、譲り渡し人の高齢化や後継者不足により、手放されること

なりました。特に問題は無いものと考えます。

審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、3番の案件を●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

この案件も局長より説明のありましたように、譲り受け人の市外に所有されている農地が事業所用地の拡大により転用されましたので、代替え農地の取得に向け探されていたところ、今回、譲り渡し人が見つかったことから、契約に至りました。何ら、問題は無いものと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、4番の案件を●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人は、高齢ではありますがお元気で耕作意欲も旺盛であります。今回、「畑も一緒であれば譲り受けても良い。」との話が進んだもので、何ら問題は無いと思えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、5番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

5番の案件は、地区計画内にある譲り受け人の農地が宅地転用され耕作面積が減ることになったが、譲り受け人の耕作意欲もまだまだあり、農地を探されていたところ話がまとまったものです。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、1番と3番4番5番の質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件1番と3番4番5番は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の1番と3番4番5番は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

続いて、2番の審議をいたしますので、利害関係者である●●委員さんに退室をいただきますようお願いいたします。

(●●委員・・・退室)

○議 長

それでは、利害関係者である●●委員に退室をいただきましたので、議第13号の2番について、局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

それでは、議第13号の2番につきまして提案理由のご説明を申し上げます

2番目の案件です。(位置図 P3)

○町 ○○○ ○○番○ 1,046平方メートル、同町
○○○○ ○○○番 1,024平方メートルで、地目は登記・現況は田で貸付地となっております。

譲渡人は、草津市○○ ○丁目○○番○号○○○○○○○
○ ○階 ○○○○事務所 (亡)○○ ○○ 相続財産
管理人 弁護士 ○○ ○○ さんです。

次に○町 ○○ ○○○番○ 480平方メートル、同町
○○ ○○○番 1,642平方メートル、地目は登記・現況
は田で貸付地となっております。

譲渡人は、(亡)〇〇 〇〇 相続財産管理人で先ほどの弁護士さんです。これらの土地の譲受人は、〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりで全て合意解約済みです。

譲受人の経営面積は、2249.8 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第 2 号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、個人であるため適用ありません。また、第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため、該当しません。このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 13 号の 2 番の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の地区担当委員から、確認状況の報告を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

この2番の4筆は、以前から譲り受け人が耕作をされており、今回相続人がいないことから譲り受けられるもので、現況や耕作状況が変わることはありませんので問題はありません。以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、本件の2番について質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の2番は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の2番は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

それでは、●●委員の入室を認めます。●●委員、お入

りください。

(●●委員・・・着席)

○議長

●●委員に報告いたします。ただいまの議第 13 号の 2 番については「許可相当である」ことに決しましたので、報告いたします。

○●番 ●● ●●委員

ありがとうございました。

○議長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 14 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 14 号につきまして提案

理由の説明を申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は9ページからとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は5件でございます。

1番目の案件です。(位置図 P 9, 10)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 735平方メートルで、地目は登記・現況は田となっています。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇-〇 有限会社 〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は資材置場となっています。備考欄に記載のとおり開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内農地で相当数の街区を形成している区域であることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番目の案件です。(位置図 P 11, 12)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,221 平方メートルで、
地目は登記・現況は田となっています。

譲渡人は、〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。次に同町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,062 平方
メートルで地目は登記・現況は田となっています。譲渡人
は、〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。こ
れらの土地の譲受人は〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社
〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり
相続で、契約内容は売買、事由は資材置場となっています。
備考欄に記載のとおり開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見
込まれる区域内農地で相当数の街区を形成している区域
であることから許可相当と考えます。また、一般基準につ
いても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第
2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3番目の案件です。(位置図 P13、14)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 57 平方メートルで、地目は
登記・現況は記載のとおりとなっております。

譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇

歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は宅地の一部となっております。備考欄に記載のとおり隣接の開発事業地の残地の無断転用の是正であり、〇〇町地区計画区域内であります。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内農地で相当数の街区を形成している区域であることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

4番目の案件です。(位置図 P15、16)

〇〇町 〇 〇〇〇番〇 1,083平方メートルで、地目は登記・現況は田となっております。

譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇〇 〇丁目〇番〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇 さんです。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は相続で、契約内容は売買、事由は分譲住宅4区画となっております。備考欄に記載のとおり〇〇町地区計画区域内で開

区域内で開発許可に該当し、無断転用是正（平成 29 年頃、〇〇〇番に車庫が建築され現在は撤去済み。）となります。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が 2 種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の公共施設（〇〇こども園、〇〇小学校）があることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 14 号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番の案件を●●委員からお願いします。

○●番 ●● ●●委員

現地を確認いたしました。この地域は青地、白地、市街化が混在するところでありまして、今回は白地であります。

近くに大きな幹線道路が通っており周囲は工場や倉庫が立ち並ぶ地域になっております。所有者も高齢であり、この機会に手放されることになったと聞いています。周囲の耕作には支障が無いと判断させていただきました。

以上です。

○議 長

続いて、2番3番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2番の案件は、小さな資材置場が手狭になったことから、新たに資材置場の増設となります。周囲の農地への支障はありません。

3番は、局長から説明がありましたように、譲り渡し人の農地への通路として使われていました。今回、その農地が転用されたことにより使うことがなくなったこと。また、隣地が譲り受け人の宅地であり、その宅地の一部として無断転用の利用でもあったこともあり、是正措置として売買にいたりました。また、周囲には農地がありませんので、何も問題はありません。

○議 長

続いて、4番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ここは地区計画内でありまして、分譲宅地への転用です。周囲には農地はありませんので、問題はありません。

よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

続いて、5番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

5番の案件ですが、譲り受け人は、使用貸借される譲り渡し人の息子さんでありまして、譲り渡し人の自宅の前に分家を建てることになりましたが、敷地面積が足りないことから隣接の農地を売買で譲り受けて土地を確保されたものです。周囲への農作業が影響を受けることはありませんので、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

去る2月25日に●● ●●委員、局長、主幹、私の4人で現地確認いたしました。

全ての案件は、先ほどの局長の説明や担当地区委員さんから説明のとおり、何ら問題は無いものと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

資材置き場への転用案件が2件ありますが、資材置き場については、規模もあるかもしれませんが市内に一か所あれば他に持つことは出来ないと聞いたことがあります。

1番の案件の事業者は、以前にも資材置き場への転用があったと思いますが、今回その場所に近いところで面積も2,000 m²もあるのですが、どうなのでしょう。

○事務局

申請書には、他の資材置場の設置の記載は無く、事業所の所在地の敷地内に資材等を置かれているようです。今回、事業所から近い所で転用されるもので、それ以外にはあるとは聞いておりません。

○●番 ●● ●●委員

確認しましたか。

○事務局

確認はしておりません。

○●番 ●● ●●委員

一度調べておいてください。私は、以前に市内に一か所あれば他に持つことは出来ないと聞いたことがありますので。

資材置き場にすることは悪いことではありませんが、事業

所の規模に応じた数量であるべきです。中には規模の小さい事業所が何か所も持っている例があると思います。以前、この事業所が違う場所で資材置場の転用が申請された際、「それじゃ、他の場所の資材置場を返してください。」と申し入れたところ、きれいに片づけられたことがありました。

話は違いますが、この転用の図面を拝見しますと周囲は「土羽（盛り土等での仕上げのり面施工）」で擁壁などの設置は無いようですね。全長が100メートルで水路は設置されますが、大丈夫なのでしょうか。この案件は「開発事業同意」の案件であり、担当の農業委員の方から「周囲には影響は無い。」との意見をいただいておりますが、十分に指導してください。資材置場の設置については、周りを囲ったりされるのが通例かと思えます。

○事務局

「開発事業同意」の要件である「地元説明」では確認済みであり、周囲への囲いなどの要望は「無い」と聞いています。

○●番 ●● ●●委員

このような開発行為では、所有者の承諾はありますが耕作者は求められないので、耕作者は何もわからず耕作への

支障がある場合もありますので、耕作者の承諾書ももらって欲しいと思います。耕作への支障は、組合長や所有者は理解していないことがあり、耕作者が困ることになります。

○局 長

農地からの転用申請では、隣地の所有者や耕作者からの承諾書を求めています。

○議 長

先ほどの●●委員の質問の内容で、事務局で「他の資材置場」があるのか調べてもらい、2か所目の資材置き場のあり方についても確認してください。

○●番 ●● ●●委員

資材置場の設置については、事業規模によると思います。

また、今回は以前使っている資材置場は使われていないかもしれませんので、確認してください。

それと資材置場の開発行為については、周囲が「擁壁」、「張りコンクリート」や「土羽（盛り土等での仕上げのり面施工）」などいろんな形だったりしていますが、統一した指導はないのか、これも確認してください。

○議 長

事務局にお願いします。都市計画課や開発調整課に善処するよう伝えてください。

○議 長

それでは、採決に移りたいと思いますが、他に質疑はありますか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第8号から報告第12号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による
届出の報告について

3件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による
届出の報告について

4件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届
出の報告について

3件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による賃貸
借解約通知について

18件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第12号 農地変更届出について

1件の報告です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 21 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 2 年 3 月 18 日

守山市農業委員会

会長 勝見 友男

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記

に署名する。

5 番

6 番